

一般社団法人三重県サッカー協会 名誉役員に関する規則

第1条 [目 的]

本規則は、一般社団法人三重県サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款 33 条および基本規程第 14 条に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

第2条 [名誉役員]

1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉会長、最高顧問、顧問及び参与とする。
3. 名誉役員は、本協会および三重県サッカー界に功労のあった者の中から、理事会の推薦に基づき、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
4. 名誉会長、最高顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

第3条 [推薦要件]

1. 次の名誉役員の推薦要件は、次の各号にいずれかに定めるところによる。

(1)名誉会長

- ①本協会会長を通算して 2 任期 4 年以上務めた者で、本協会に対し、多大な功労があったと認められる者
- ②公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）の理事を 2 任期 4 年以上務め、且つ本協会会長を務めた者

(2)最高顧問

本協会名誉会長を務めた者

(3)顧問

- ①本協会役員を 3 任期 6 年以上務めた者で、本協会に対し、多大な功労があったと認められる者
- ②JFA の理事を 2 任期 4 年以上務めた者
- ③JFA 代表チームの監督及びそれに準ずる役職を務めた者
- ④JFA 加盟団体の会長を務めた者
- ⑤本協会所属チームの指導者として 20 年以上携わり、JFA 主催全国大会で優勝する等の多大なる功労があったと認められる者
- ⑥学識経験者

(4)参与

- ①本協会の理事、監事を通算（合算）して 5 任期 10 年以上務めた者で、本協会に対し、多大な功労があったと認められる者

- ②理事、監事の就任期間が通算（合算）して5任期10年未満であっても、その就任期間中に極めて多大な功労があったと認められる者
- ③各種委員会の委員等、本協会の業務に少なくとも通算20年以上携わり、多大な功労があったと認められる者

第4条〔定員、任期及び定年制〕

1. 名誉役員の定員、任期及び定年制は、定めないものとする。
2. 前項の任期を原則とするが、役員の服務に関する規程の遵守状況等に照らし、名誉役員についても役員改選期の都度、理事会において承認するものとする。

第5条〔その他の事項〕

本規則に記載のない事項については別途定めるものとする。

第6条〔改 正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第7条〔施 行〕

本規則は、2023年11月28日から施行する。